平成２３年（フ）第２０６号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ａ棟25号
債務者　齊藤　秀明
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１７号
北海道江別市上江別東町36番地の６
債務者　杉村　晃一
１　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　和樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２号
大分市日岡２丁目３番24号　リバレイン清成206
債務者　安東　道生
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０２１号
名古屋市千種区春里町２丁目37番地の２　本山ヒルサイドヴィラ203号
債務者　鵜川　　徹
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４４号
大阪府河内長野市小山田町580番地の１　603号、申立時の住所大阪府河内長野市緑ケ丘中町３番８号
債務者　林　　恒徳
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
大阪府柏原市国分東条町28番３号
債務者　勝田　　力
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
大阪府富田林市津々山台１丁目１番８―106号
債務者　山本　隆雄
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
福井市新田塚２丁目７―23、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目107番地ジュネス飾磨703
債務者　越石　　満
１　決定年月日時　平成23年４月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―701号
債務者　藤田　充雄
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千崎　史晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６６号
千葉県東金市油井188番地43
債務者　市古　大八
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮田　隆男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６７号
千葉県東金市油井188番地43
債務者　市古　佳子
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮田　隆男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第２０号
岩手県一関市山目字立沢71番地１
債務者　有限会社千葉工業
代表者代表取締役　千葉　軍二
１　決定年月日時　平成23年４月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６０６号
北海道山越郡長万部町字大浜６番地の11
債務者　佐藤　準一
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
北海道島牧郡島牧村字千走65番地５
債務者　渡辺　一志
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
北海道茅部郡森町字尾白内町256番地
債務者　工藤留美子
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目15番５号
債務者　加藤　富子
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
岩手県二戸郡一戸町姉帯字名子根５番地
債務者　中村ユキ子
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部